最低賃金制度について

1．制度趣旨

○ 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

2．地域別最低賃金

○ 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。

○ 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02（見込）
改定額（円）	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
目安額（円）	示さず ※1	0	示さず ※1	3	3	14	15 (12)※2	7~9 (示さず) ※1,2	15 (10) ※2	6 (2) ※2	7 (4) ※2	14 (14) ※2	16 (16) ※2	18	24	25	26	27	示さず ※3
対前年度引上げ額（円）	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1
対前年度引上げ率	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%

10年間で86円の引上げ　　7年間で152円の引上げ

（※1）「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない」とした。
（※2）H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。（H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。）
（※3）「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

3．地域別最低賃金の決定基準

○ 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

4．罰則

○ 最低賃金法　第四十条

第四条第一項※の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

※使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策①

業務改善助成金

賃金引上げ ＋ **設備投資、コンサル等** ➡ **設備投資等に要した費用の一部が助成されます。**

助成対象となる措置の例

設備投資
- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング
- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他
- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

⇒中小企業の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）の引上げを図るための制度です。

事業場の規模等（中小企業事業者かつ１００人以下）

○企業としては中小企業事業者（中小企業基本法の定義を準用）

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

①資本金の額又は出資の総額、②常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たすことが必要。

かつ

○事業場規模100人以下

業務改善助成金の人数カウント

＜要件（30円コースの場合）＞
「事業場内最低賃金を30円以上引上げ」及び「地域別最低賃金との差額が30円以内※」

※すべてのコースに共通

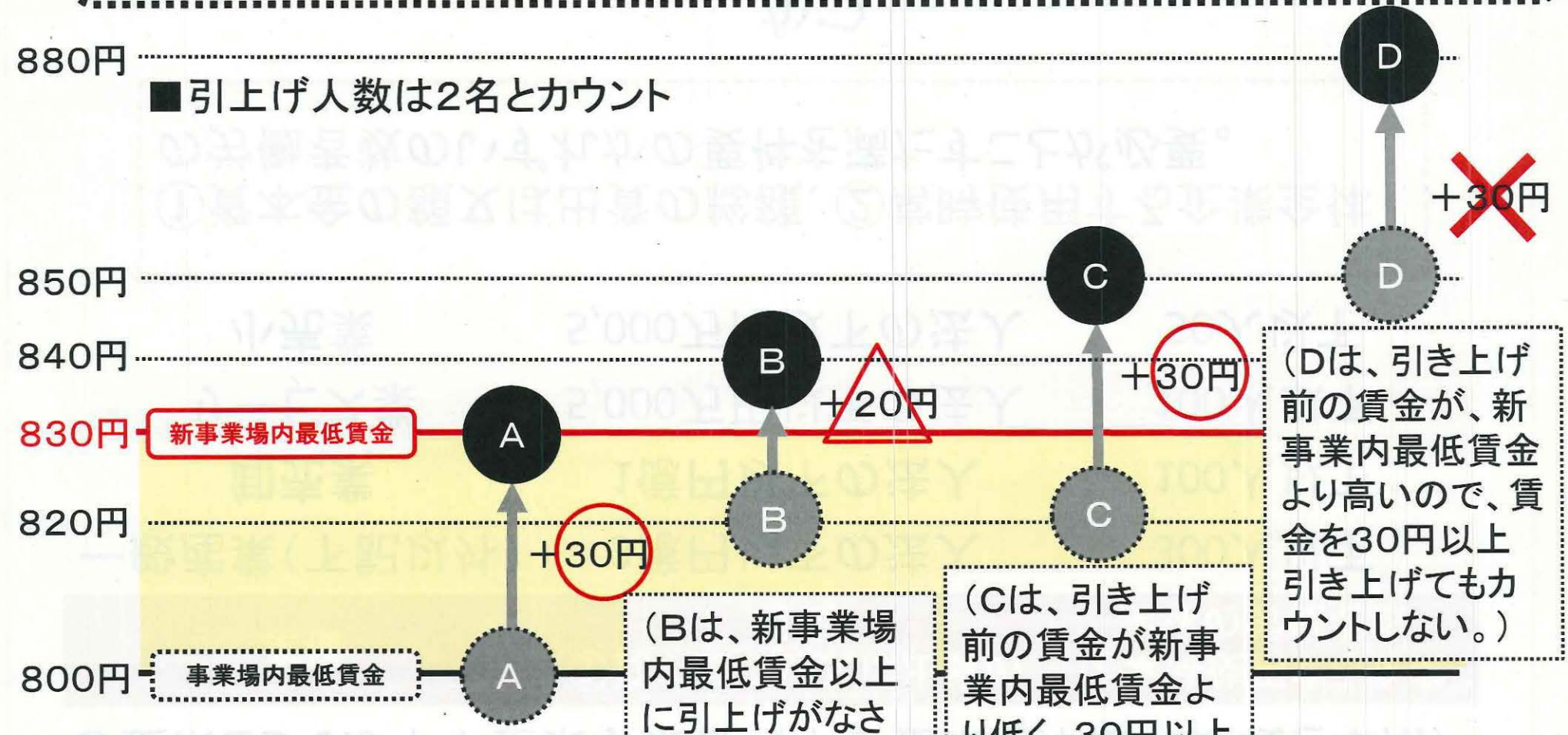

例えば、地域別最低賃金が790円の場合→事業場内最低賃金820円までが対象

業務改善助成金の手続きの流れ

事業主

申請書の作成、提出

・申請書（添付資料）には以下を計画を記載する。
①業務改善計画の策定
（設備・器具の導入等）
②賃金引上計画の策定
（事業場内最低賃金を一定額以上引上げ）
・申請書を労働局へ提出する。

労働局

審査、交付決定
（１か月程度）

労働局において申請書の審査を行い、適正であれば助成金の交付決定を行う。

事業主

計画の実施
（１～３か月程度）

事業主が計画に基づき、
①業務改善（設備導入等）
②助成対象経費の支払い
③賃金引上げ（注）を実施する。
※3月末までに計画を完了する必要あり。（注）賃金引上げは、申請書提出後であれば、交付決定前に実施してもよい。

事業主

実績報告書の作成、提出
（提出期限：計画完了後１か月又は4/10のいずれか早い日）

・実績報告書には以下を記載する。
①業務改善計画の実施結果
②助成対象経費の支払い結果
③賃金引上げ状況

・実績報告書を労働局へ提出する。

労働局

審査、金額確定
（20日程度）

労働局において実績報告書の審査※を行い、助成金の金額を確定する。
※①業務改善（設備導入等）及び費用額の確認
②賃金引上げの確認

請求書の提出

助成金の支給

状況報告の提出

業務改善助成金に関するお問い合わせ先一覧 ※令和２年１月現在

都道府県労働局のお問い合わせ先		電話番号	都道府県労働局のお問い合わせ先		電話番号
北海道	雇用環境・均等部　企画課	011-788-7874	滋賀県	雇用環境・均等室	077-523-1190
青森県	雇用環境・均等室	017-734-6651	京都府	雇用環境・均等室	075-241-3212
岩手県	雇用環境・均等室	019-604-3010	大阪府	雇用環境・均等部　企画課	06-6941-4630
宮城県	雇用環境・均等室	022-299-8844	兵庫県	雇用環境・均等部　企画課	078-367-0700
秋田県	雇用環境・均等室	018-862-6684	奈良県	雇用環境・均等室	0742-32-0210
山形県	雇用環境・均等室	023-624-8228	和歌山県	雇用環境・均等室	073-488-1170
福島県	雇用環境・均等室　企画調整・助成金係	024-536-2777	鳥取県	雇用環境・均等室　企画担当	0857-29-1701
茨城県	雇用環境・均等室　助成金係	029-277-8294	島根県	雇用環境・均等室	0852-20-7007
栃木県	雇用環境・均等室	028-633-2795	岡山県	雇用環境・均等室	086-224-7639
群馬県	雇用環境・均等室	027-896-4739	広島県	雇用環境・均等室	082-221-9247
埼玉県	雇用環境・均等室	048-600-6210	山口県	雇用環境・均等室	083-995-0390
千葉県	雇用環境・均等室	043-221-2307	徳島県	雇用環境・均等室	088-652-2718
東京都	雇用環境・均等部　企画課	03-6893-1100	香川県	雇用環境・均等室	087-811-8924
神奈川県	雇用環境・均等部　企画課	045-211-7357	愛媛県	雇用環境・均等室	089-935-5222
新潟県	雇用環境・均等室	025-288-3527	高知県	雇用環境・均等室	088-885-6041
富山県	雇用環境・均等室　企画	076-432-2740	福岡県	雇用環境・均等部　企画課	092-411-4763
石川県	雇用環境・均等室	076-265-4429	佐賀県	雇用環境・均等室	0952-32-7218
福井県	雇用環境・均等室　助成金係	0776-22-0221	長崎県	雇用環境・均等室	095-801-0050
山梨県	雇用環境・均等室	055-225-2851	熊本県	雇用環境・均等室	096-352-3865
長野県	雇用環境・均等室	026-223-0560	大分県	雇用環境・均等室	097-532-4025
岐阜県	雇用環境・均等室	058-245-1550	宮崎県	雇用環境・均等室　企画班	0985-38-8821
静岡県	雇用環境・均等室　企画	054-252-5310	鹿児島県	雇用環境・均等室（企画担当）	099-222-8446
愛知県	雇用環境・均等部　企画課(助成金担当)	052-972-0252	沖縄県	雇用環境・均等室（助成金関係）	098-868-4403
三重県	雇用環境・均等室	059-261-2978			

令和２年度　地域別最低賃金　改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額		引上げ額【円】	発効年月日
北海道	861	(861)	－	2019年 10月3日
青　森	793	(790)	3	2020年 10月3日
岩　手	793	(790)	3	2020年 10月3日
宮　城	825	(824)	1	2020年 10月1日
秋　田	792	(790)	2	2020年 10月1日
山　形	793	(790)	3	2020年 10月3日
福　島	800	(798)	2	2020年 10月2日
茨　城	851	(849)	2	2020年 10月1日
栃　木	854	(853)	1	2020年 10月1日
群　馬	837	(835)	2	2020年 10月3日
埼　玉	928	(926)	2	2020年 10月1日
千　葉	925	(923)	2	2020年 10月1日
東　京	1,013	(1013)	－	2019年 10月1日
神奈川	1,012	(1011)	1	2020年 10月1日
新　潟	831	(830)	1	2020年 10月1日
富　山	849	(848)	1	2020年 10月1日
石　川	833	(832)	1	2020年 10月7日
福　井	830	(829)	1	2020年 10月2日
山　梨	838	(837)	1	2020年 10月9日
長　野	849	(848)	1	2020年 10月1日
岐　阜	852	(851)	1	2020年 10月1日
静　岡	885	(885)	－	2019年 10月4日
愛　知	927	(926)	1	2020年 10月1日
三　重	874	(873)	1	2020年 10月1日
滋　賀	868	(866)	2	2020年 10月1日
京　都	909	(909)	－	2019年 10月1日
大　阪	964	(964)	－	2019年 10月1日
兵　庫	900	(899)	1	2020年 10月1日
奈　良	838	(837)	1	2020年 10月1日
和歌山	831	(830)	1	2020年 10月1日
鳥　取	792	(790)	2	2020年 10月2日
島　根	792	(790)	2	2020年 10月1日
岡　山	834	(833)	1	2020年 10月3日
広　島	871	(871)	－	2019年 10月1日
山　口	829	(829)	－	2019年 10月5日
徳　島	796	(793)	3	2020年 10月4日
香　川	820	(818)	2	2020年 10月1日
愛　媛	793	(790)	3	2020年 10月3日
高　知	792	(790)	2	2020年 10月3日
福　岡	842	(841)	1	2020年 10月1日
佐　賀	792	(790)	2	2020年 10月2日
長　崎	793	(790)	3	2020年 10月3日
熊　本	793	(790)	3	2020年 10月1日
大　分	792	(790)	2	2020年 10月1日
宮　崎	793	(790)	3	2020年 10月3日
鹿児島	793	(790)	3	2020年 10月3日
沖　縄	792	(790)	2	2020年 10月3日